

香春町お試し滞在補助金交付要綱

令和3年3月31日

要綱第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を図るため、本町への移住を目的として住居又は仕事を探す活動等を行うものに対し、予算の範囲内で香春町お試し滞在補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、香春町補助金交付規則（平成10年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象者と生計を一にする世帯員全員が、申請日現在において、現に福岡県外に住所を有している者とする。

(補助対象活動)

第3条 補助の対象となる活動は、「香春町移住・空き家相談室」への移住相談を伴う活動であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本町への移住を目的として、町内で住居を探す活動
- (2) 本町への移住を目的として、町内及び本町から通勤圏内にある自治体（以下「近隣自治体」という。）で仕事を探す活動
- (3) 本町への移住を目的として、町内及び近隣自治体の地域情報を収集する活動

(補助金の対象経費及びその額)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者及びその世帯員が負担した費用のうち、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める費用とする。

- (1) 宿泊費 2親等以内の親族が町内に住所を有していない者が、町内の宿泊施設に宿泊し、前条の活動を行う場合は、延べ宿泊数（有料の宿泊人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）に3,000円を乗じて得た額と実費のいずれか低い額とする。
- (2) 借上料 補助対象者が、前条の活動を行うためにレンタカーを借り上げた場合は、借上料の2分の1以内とし、15,000円を限度とする。
- (3) 交通費 補助対象者が、前条の活動を行うために公共交通機関を利用した場合における居住地から香春町までの往復の経費又は自家用車を利用した場合における高速道路に係る経費の2分の1以内とし、15,000円を限度とする。

2 補助金の額は、同条第1項に掲げる額の合計とし、生計を一にする世帯が受けられる補助金の額は、当該年度内で30,000円を限度とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香春町お試し滞在補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 世帯にあつては、世帯員名簿（様式第2号）
- (2) 申請者の現住所を証する書類の写し
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正であるときは、補助金の交付を決定し、香春町お試し滞在補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 交付した補助金を目的以外に使用したとき
- (2) 申請者から取消しの申し入れがあつたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正な行為があつたとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。